

# 内部通報規程

株式会社 後工務店

# 目 次

第1章 総則	1
第1条 目的	1
第2条 適用範囲	1
第3条 解釈上の疑義	1
第4条 改廃	1
第5条 定義	1
第2章 通報及び相談の体制	2
第6条 通報窓口及び利用対象者	2
第7条 通報又は相談の方法	2
第8条 通報の誠実性	2
第9条 情報共有の範囲	2
第10条 利益相反関係の排除	2
第11条 通知	3
第12条 調査	3
第13条 是正措置等	3
第14条 調査及び是正措置等に関する通知	3
第15条 処分等	4
第16条 社外の通報者への対応	4
第3章 遵守事項	4
第17条 調査への協力	4
第18条 通報者の保護	4
第19条 探索の禁止	4
第20条 秘密保持	4
第21条 救済・回復	4
第22条 教育・周知	4
第23条 本規程に基づく体制の改善	5
第24条 記録	5
附則	5
第1条 施行日	5

# 内部通報規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、株式会社 後工務店（以下「会社」という。）の業務における不正行為に関する通報及びそれに関する相談を適切かつ迅速に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然防止、早期発見及び是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、会社の役員及び労働者（会社の正社員、契約社員、嘱託社員、パート、アルバイト及び派遣労働者を指す。以下同様とする。）（以下、総称して「役職員」という。）に適用する。

### (解釈上の疑義)

第3条 本規程の解釈について疑義が生じた場合は、関係部署の長及び外部の専門家の意見を勘案し、会社がこれを決定する。

### (改廃)

第4条 本規程は、代表取締役社長の決裁により、改廃する。

### (定義)

第5条 本規程において「法令等違反行為」とは以下の各号のいずれかに該当する行為をいい、「通報対象行為」とは、法令等違反行為又はそのおそれのある行為をいう。

- (1) 法令、ガイドライン又は業界団体の自主規制に違反する行為
- (2) 定款、就業規則その他の社内規程に違反する行為
- (3) 業務の適正を妨げる行為
- (4) 会社の名誉又は社会的信用を侵害する行為
- (5) 役職員の財産、安全、健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- (6) パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメント、その他ハラスメントに関する事項
- (7) 前各号のほか、会社のコンプライアンスに違反する行為

- 2 本規程において「通報」とは、会社並びに会社の役職員による通報対象行為を知らせることをいう。
- 3 本規程において「相談」とは、通報に先立ち又は通報に関連して必要な助言を受けることをいう。
- 4 本規程において「内部公益通報」とは、通報のうち公益通報者保護法第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報をいう。
- 5 本規程において「従事者」とは、公益通報者保護法第11条第1項に基づき公益通報対応業務に従事する者をいい、「公益通報対応業務」とは、内部公益通報を受け、並びに当該内部公益通報に係る通報対象事案の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。
- 6 本規程において「被通報者」とは、通報対象行為を行い又は行おうとしているとして通報された者をいう。
- 7 本規程において「本件窓口利用者」とは、本件窓口（第6条第1項に定義する。）に対して通報又は相談を行った利用対象者をいう。

- 8 本規程において「対象事案」とは、本件窓口に対して通報又は相談が行われた通報対象行為をいう。
- 9 本規程において「調査担当者」とは、対象事案に関する調査に関与する者をいう。

## 第2章 通報及び相談の体制

### (通報窓口及び利用対象者)

第6条 通報及び相談を受け付ける窓口（以下、「本件窓口」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 社外窓口：JANPIAコンプライアンス相談・通報窓口
- 2 本件窓口において内部公益通報を受ける次の各号に定める者は、本規程により従事者として指定される。なお、会社は、当該従事者に対し、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達するものとする。
  - (1) JANPIAコンプライアンス相談・通報窓口の会社担当弁護士
- 3 本件窓口を利用できる者（以下、「利用対象者」という。）は、役職員及び退職後1年以内の労働者とする。
- 4 利用対象者は、匿名であっても本件窓口を利用することができる。
- 5 利用対象者は、内部通報の体制や不利益な取扱い等に関する相談を行うためにも本件窓口を利用することができる。
- 6 総務部は、本規程に基づく体制整備、運用を総括するものとする。

### (通報又は相談の方法)

第7条 本件窓口の利用方法は、JANPIAウェブサイトの方法によるものとする。ただし、会社は、当該利用方法以外により通報又は相談が行われた場合であっても、本件窓口が利用されたものとして取扱うことができる。

### (通報の誠実性)

第8条 通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をもって通報を行ってはならない。

- 2 前項の目的で行われた通報は、本規程に定める通報及び内部公益通報には該当しないものとする。

### (情報共有の範囲)

第9条 本件窓口が利用された場合、本件窓口利用者の氏名及び社員番号を含む本件窓口利用者を特定させる情報については、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定める者に限り共有する。ただし、本件窓口利用者があらかじめ明示的に同意した場合又は調査方針を検討するためにもう一方の本件窓口に共有すること若しくは調査のために次の各号に定める者に共有することが必要不可欠である等の正当な理由がある場合は、この限りではない。

- (1) 社外窓口が利用された場合  
JANPIAコンプライアンス相談・通報窓口の会社担当弁護士

### (利益相反関係の排除)

第10条 役職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、通報の受付、対象事案の調査、並びに是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）の検討に関与できないものとする。

- (1) 法令等違反行為の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者（被

通報者に限らない。)

- (2) 本件窓口利用者又は被通報者と親族関係にある者
  - (3) その他、公正な対象事案の調査や法令等違反行為の是正措置等の検討の実施を阻害するおそれがあると会社が判断した者
- 2 会社は、通報又は相談の内容が会社の役員に関係するものである場合、役員から独立性を確保するため、社外窓口の利用その他の適切な方法によって、通報又は相談を処理するものとする。

(通知)

- 第11条 本件窓口担当者（本件窓口において通報又は相談を受け付ける者をいう。以下同様とする。）は、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、速やかに、通報又は相談を受け付けた旨を通知するとともに、調査開始の有無等についても、通報又は相談の日から速やかに通知するものとする。

(調査)

- 第12条 本件窓口に通報された対象事案については、調査を不実施とする正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施しなければならない。
- 2 総務部に所属する者のうち、本件窓口に通報された内部公益通報に該当する対象事案の調査を担当する者は、本規程により、公益通報者保護法上の公益通報対応業務従事者（以下、本規程第5条第5項に基づき「従事者」という。）として指定される。なお、会社は、当該従事者に対し、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達するものとする。
  - 3 対象事案は、原則として総務部が調査を行う。ただし、総務部の長は、当該対象事案に関する十分な調査を行うために必要と判断した場合には、当該事案に関連する部門等、総務部以外にも調査を行わせることができる。
  - 4 総務部の長は、前項に基づき総務部以外の内部公益通報事案の調査を行う者に対して本件窓口利用者を特定させる事項を伝達する場合には、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。
  - 5 本条に定める対象事案に関する調査を行う際に外部の専門家を活用する場合には、当該対象事案について中立性及び公正性に疑義が生じるおそれ及び利益相反が生じるおそれがない専門家を活用するものとする。

(是正措置等)

- 第13条 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、総務部の長又は当該法令等違反行為に関連する部門は、速やかに是正措置等を講じなければならない。
- 2 総務部の長は、内部公益通報された対象事案の是正措置等を検討又は実行する従事者（既に従事者として指定されている者）以外の者に対して、本件窓口利用者を特定させる事項を伝達する場合には、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する。
  - 3 総務部の長は、法令等違反行為の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置等を講じるものとする。

(調査及び是正措置等に関する通知)

- 第14条 本件窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、対象事案に関する調査の進捗状況について、被通報者及び調査協力者（対

象事案に関する調査に協力した者をいう。以下同様とする。)の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、適宜通知するものとする。

- 2 本件窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、対象事案に関する調査の結果及び是正措置等について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知するものとする。

(処分等)

第15条 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、会社は、当該法令等違反行為に関与した役職員に対して適切な処分等（懲戒処分を含むが、これに限らず、口頭での指導や注意を含め、会社が行うことができる一切の措置を指す。）を課すものとする。

(社外の通報者への対応)

第16条 公益通報者保護法上の公益通報が可能な取引先事業者の労働者・退職者・役員から、会社に対して何らかの方法で公益通報が行われた場合は、同法を遵守して、通報を処理するものとする。

### 第3章 遵守事項

(調査への協力)

第17条 会社及び役職員は、自身に関係する対象事案であるか否かにかかわらず、調査に際して協力を求められた場合には協力しなければならず、また、調査を妨害してはならない。

(通報者の保護)

- 第18条 会社及び役職員は、本件窓口利用者に対して、本件窓口に通報又は相談をしたことを理由として、解雇、降格、減給、退職金の不支給及び報酬の減額その他不利益な取扱い（以下、総称して「不利益取扱い」という。）を行ってはならない。
- 2 会社及び役職員は、調査協力者に対して、対象事案に関する調査に協力したことを理由として、不利益取扱いを行ってはならない。

(探索の禁止)

第19条 会社及び役職員は、本件窓口に通報又は相談をした者が誰であるか及び対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

(秘密保持)

第20条 会社及び役職員は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に係る対処、調査等において知り得た情報について秘密を保持しなければならず、当該情報の目的外使用をしてはならない。

(救済・回復)

第21条 本規程の違反行為（第9条、第17条ないし第20条の違反行為を含むが、これらに限られない。）が明らかになった場合には、会社は、適切な救済・回復措置を講じるものとする。

(教育・周知)

第22条 会社は、本規程の遵守及び公益通報者保護法の理解を促すため、役職員に対して教育・周知を行う。

- 2 会社は、本件窓口の運用実績を、適正な業務遂行及び関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、役職員に対して開示するものとする。

(本規程に基づく体制の改善)

第23条 総務部の長は、本規程に基づく体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて、本規程に基づく体制の改善に努めるものとする。

(記録)

第24条 会社は、本件窓口において受け付けた通報又は相談への対応に関する記録を作成し、5年間保管するものとする。

- 2 本規程に基づく記録には、通報又は相談した者を特定させる事項等の機微な情報が記載されていることを踏まえ、文書記録の閲覧やデータへのアクセスに制限を付す等、慎重に保管するものとする。

#### 附則

(施行日)

第1条 本規程は、2025年01月01日から実施する。